

南明治区画整理ニュース

審議会委員の立候補を 受け付けます

『安城南明治第一土地区画整理審議会』委員選挙については、選挙人名簿の縦覧を終え選挙人(立候補、投票を行うことができる人または法人)が確定します。これにより審議会委員は、これらの選挙人の方々から選挙で選ぶこととなります。

立候補は自薦・他薦を問いません。立候補を考えている方や推薦をされる方は、期間内に届出をお忘れにならないようご注意ください。

記

- 1 受付期間 : 平成20年5月2日(金) ~ 5月12日(月)
- 2 受付時間 : 午前8時30分 ~ 午後5時
(土、日、祝日も受け付けます)
- 3 受付場所 : 安城市末広町6番1号 NTT 安城ビル内
南明治都市整備事務所

立候補届、立候補推薦届の用紙は事務所にあります。

安城南明治第一土地区画整理審議会委員 選挙日程

平成 20 年 5 月 2 日 : 審議会委員の立候補の届出、推薦届期間
～ 12 日

平成 20 年 5 月 13 日 : 候補者の氏名・住所の公告
(又は選挙を行わない旨の公告)

平成 20 年 5 月 25 日 : 審議会委員選挙 (投票・開票)
※ 立候補者が定員を超えないときは、投票を行いません。

平成 20 年 5 月 26 日 : 当選人の氏名・住所の公告

*今回お知らせする内容は、 で表している部分です。

審議会委員の立候補について

立候補の方法 (権利者代表 8 名)

土地区画整理審議会委員の候補者となるためには、「立候補届」または「立候補推薦届」の提出が必要です。委員の定数は、土地所有者代表が 7 名、借地権者代表が 1 名です。

- ・ 立候補届……自ら立候補する場合に提出
- ・ 立候補推薦届…他の選挙人を推薦する場合に提出 (推薦される本人の承諾が必要です。)

※委員選挙は、それぞれの権利の代表者を選ぶ選挙のため、候補者を推薦する際には、同じ権利 (土地所有権または借地権) を持つ選挙人を推薦していただくこととなります。

立候補の要件

- ・ 選挙人名簿に登載された方であっても、次の方は被選挙権がありません。
 - ◇ 未成年者
 - ◇ 成年被後見人又は被保佐人
 - ◇ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 土地所有者は土地所有者代表委員候補者として、借地権者は借地権者代表委員候補者として立候補していただくこととなります。

ただし、両方の権利をお持ちの方は、どちらか一方の候補者にしか立候補できません。